

# 老朽化した空き家、 解体しませんか？

伊方町では、地域の住環境の向上のため、「老朽危険空き家除却事業」及び「空き家解体撤去事業(町単独)」の2種類の補助制度を設けており、老朽化等により倒壊のおそれのある空き家の解体に係る費用の一部を補助しています。

補助制度を利用しやすくするため  
令和6年度から**制度の見直し**を行いました！

詳細については次頁「補助制度の概要」をご覧ください。

受付  
期間

令和8年4月1日(水)  
～ 12月28日(月)

まずは相談して  
みるダンディー



問合せ先

伊方町役場 建設課 建設管理係

TEL 0894-38-2656

FAX 0894-38-1378

- 件数、予算に限りがあります。
- 補助条件や必要書類に関する事など、ご不明な点はお問合せ下さい。

# 補助制度の概要

制度名が  
かわりました

	老朽危険空き家除却事業	空き家解体撤去事業
補助区分	➢ 国・県・町による事業	➢ 町単独の事業
補助金の額	➢ 事業費と国の標準工事費額のどちらか少ない金額の4/5(税抜き金額) <b>(上限300万円)</b>	➢ 事業費の1/2(税抜き金額) <b>(上限100万円)</b>
構造	➢ 木造・非木造に限らず	➢ <b>木造・非木造に限らず</b>
建物の条件	➢ 不良度判定で100点以上	以下のいずれかに該当するもの ➢ 不良度判定で100点以上 ➢ <b>旧耐震基準※の木造建物</b> (ただし、在来工法に限る)
建物の撤去について	➢ 同一敷地内の建物を全撤去 ※例外あり	➢ 部分残しも可能
制度の利用回数	➢ 無制限	➢ <b>無制限</b>
立地条件	➢ 建物が沿道に面していること	➢ 特になし
申請者	➢ 所有者又は相続人の代表者 ➢ 町内に住所を有するもので、所有者又は相続人の代表者から解体撤去工事等の委任を受けた者	
共通事項	➢ 両方の補助制度を同時には利用できない <del>➢ 解体後3年間は更地とする</del> ➢ 伊方町登録業者による解体(※登録業者一覧表) ➢ 家財道具等の処分費用は補助対象外 ➢ 交付決定を受けた当該年度2月末までに解体工事を完了させること	

上限を設定  
しました

上限を増額  
しました

対象を拡充  
しました

制限を撤廃  
しました

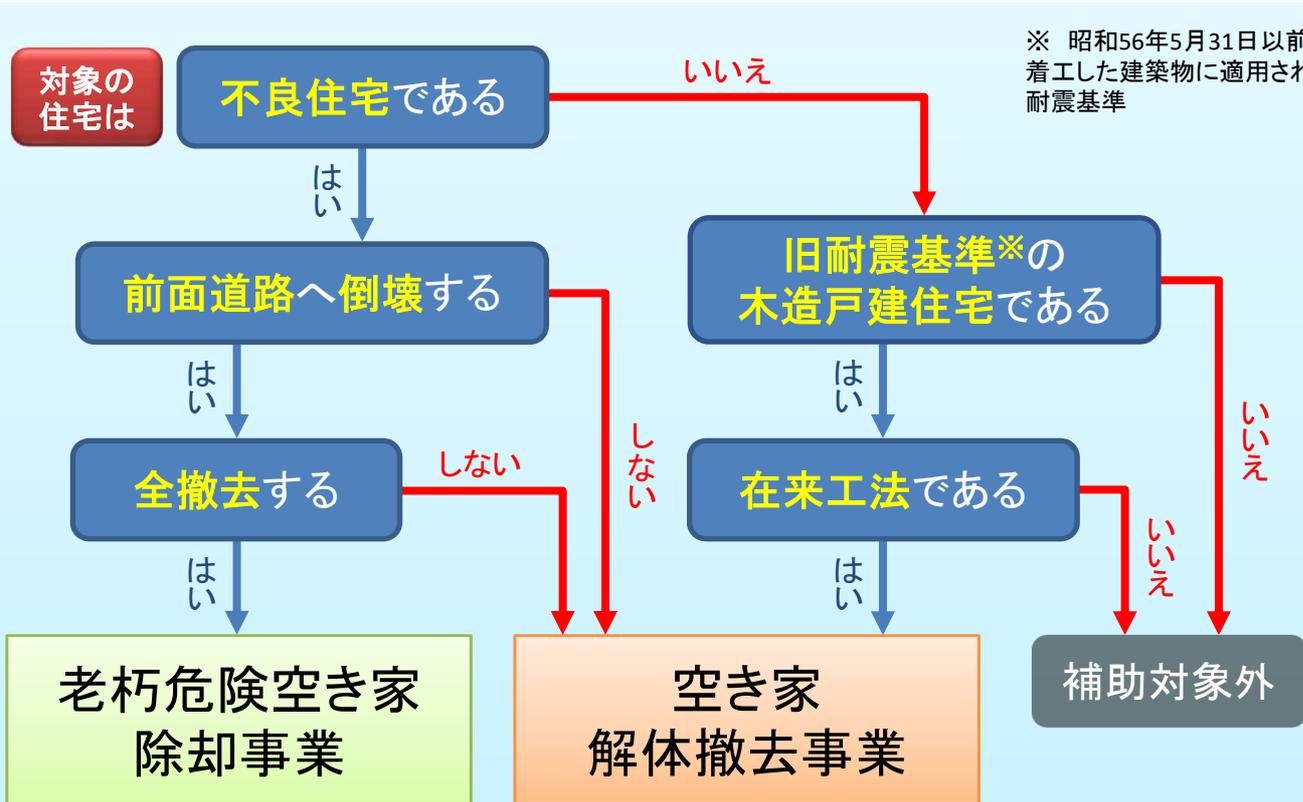
制限を撤廃  
しました

※旧耐震基準: 昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用される耐震基準

## 注意事項

- この事業の主体はあくまでも申請者です。解体工事に係る見積り依頼、契約・発注・支払いは**申請者自身にて**行ってください。
- 補助の対象とならない家財道具等**の一般廃棄物の処分は、ご自身で行うか、町指定業者にて適切に処分してください。詳しくは、役場町民課環境政策係にお問合せください。
- 空き家を解体することで、土地の固定資産税が上がることがあります。詳しくは、役場町民課税務係にお問合せください。
- 解体後は法務局にて「建物滅失登記」の手続きを行ってください。
- 解体工事完了後の跡地は、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理を行ってください。
- 基礎や便槽等の不用工作物も撤去してください。(今後、利用する場合を除く。)
- 法令等は必ず順守し、適切に解体工事を施工してください(不適切な施工をした場合、補助金が交付されない場合があります)。**
- 令和6年4月1日付で補助要綱が改正となり、**様式が一部変更**となっていますので、**最新のもの**をご使用ください。

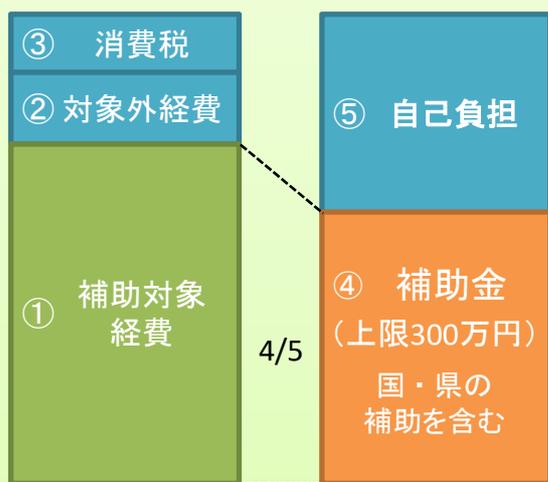
# ■ 補助対象判定フロー



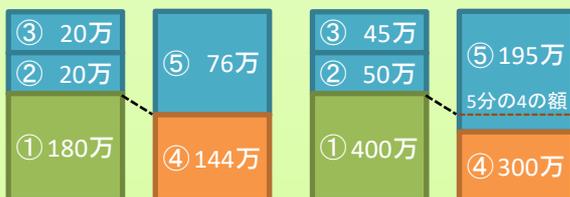
## ◆ 補助金の額

補助対象経費(税抜)の  
**5分の4** (上限300万円)

## ◆ 補助のイメージ



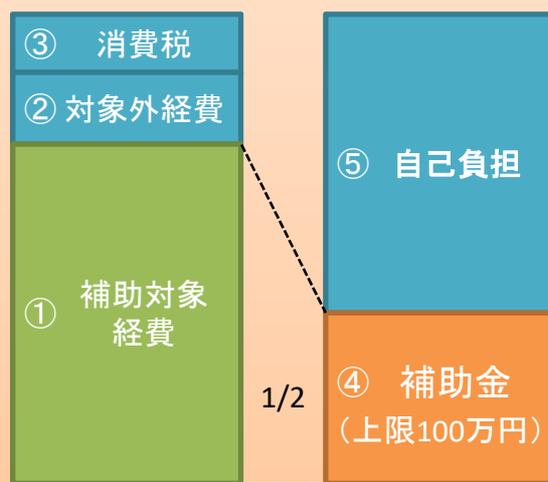
(例1) 費用総額220万円 (例2) 費用総額495万円



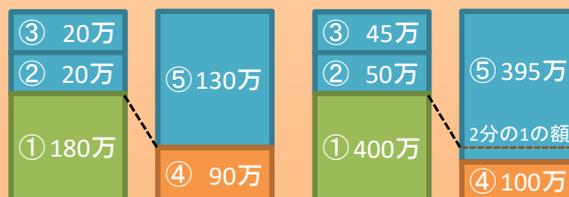
## ◆ 補助金の額

補助対象経費(税抜)の  
**2分の1** (上限100万円)

## ◆ 補助のイメージ



(例1) 費用総額220万円 (例2) 費用総額495万円



## ■ 住宅の不良度判定の例

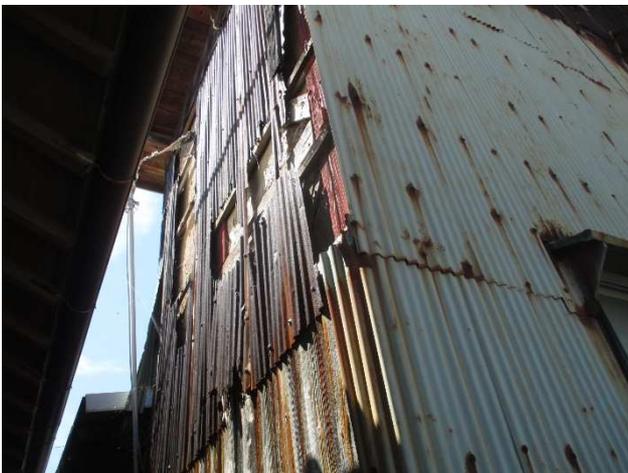
### ◎構造の腐朽又は破損の程度



100点（基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの）



50点（屋根が著しく変形したもの）



15点（外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により下地の露出しているもの）



15点（屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの）

### ◎構造一般の程度



25点（外壁の構造が粗悪なもの）

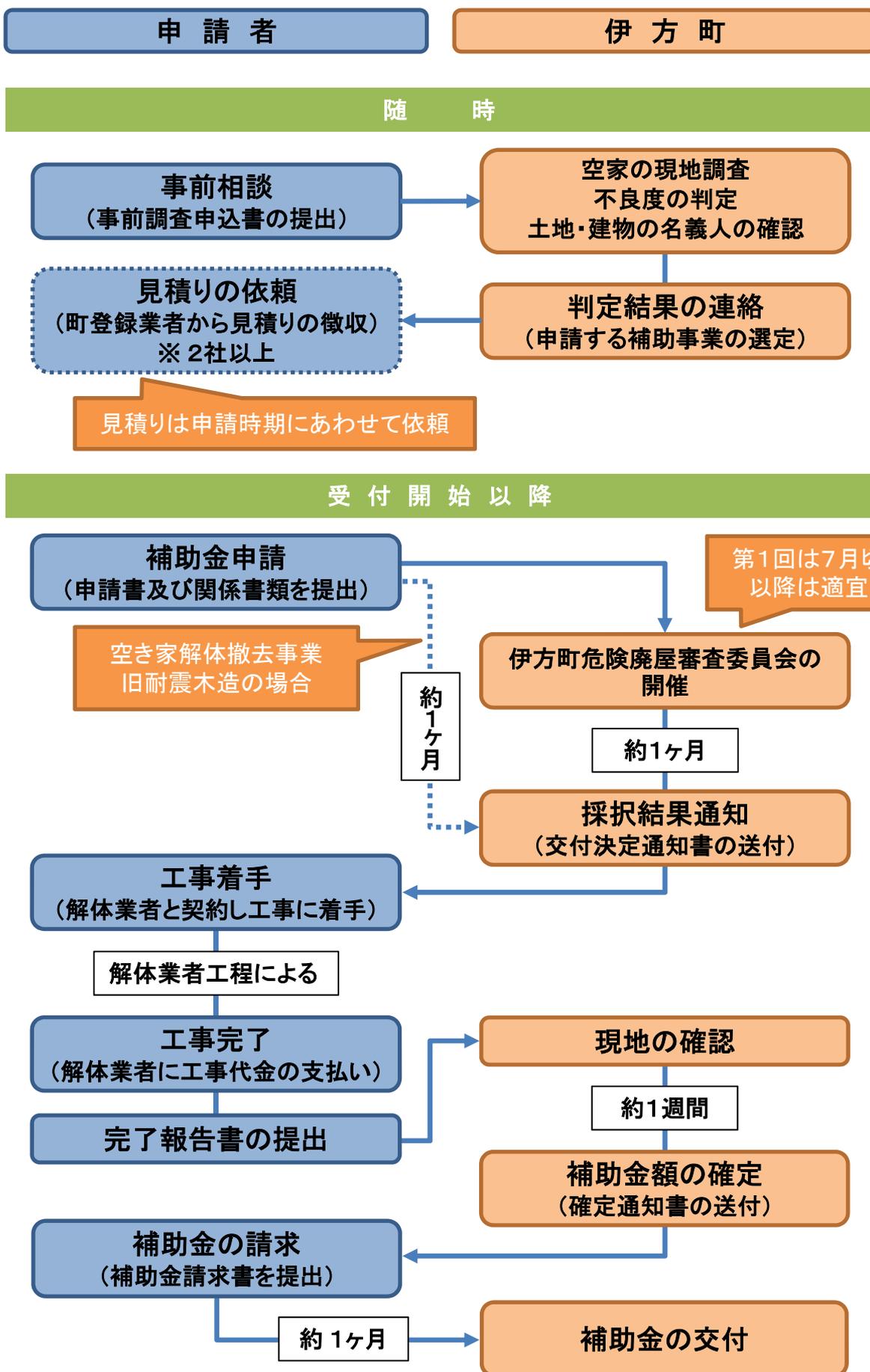
### ◎排水設備



10点（雨樋がないもの）

※一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価となります。

# 事業の流れ



## 伊方町老朽危険廃屋解体事業工事登録業者一覧表

地区名	業者名	住 所	電話番号	備 考
伊 方	朝日産業(有)	伊方町仁田之浜967番地	0894-38-0926	
	伊方電気工事(株)	伊方町小中浦甲24番地	0894-38-0636	
	井上建設(有)	伊方町九町1番耕地535番地36	0894-39-0147	
	(有)宇都宮組	伊方町中浦甲250番地1	0894-38-0606	
	(株)エーワン工業	伊方町中之浜336番地	0894-38-2866	
	(有)竹場建設	伊方町二見甲2265番地1	0894-39-0670	
	浪下建設(有)	伊方町九町1番耕地2041番地3	0894-39-0376	
	(有)堀保組	伊方町九町6番耕地20番地	0894-39-0619	
	(株)山岡建設	伊方町二見甲3179番地2	0894-39-0235	
	脇田建設	伊方町九町1番耕地1906番地1	0894-39-0003	
	(株)浅田組 伊方支店	伊方町湊浦6番地4	0894-38-1480	
小 計	11社			
瀬 戸	愛光産業	伊方町塩成14番地	0894-52-0727	
	末光建設(有)	伊方町三机乙1158番地	0894-52-0162	
	伊藤建設(有)	伊方町塩成474番地	0894-52-0213	
	(有)緒方工務店	伊方町塩成302番地	0894-57-2673	
	藤川建設(有)	伊方町川之浜1767番地	0894-53-0850	
	三好電気	伊方町三机乙4364番地3	0894-57-2406	
小 計	6社			
三 崎	(有)中村電気商会	伊方町三崎1539番地	0894-54-0081	
	(有)浜本建設	伊方町三崎949番地	0894-54-2203	
	(有)三崎建設	伊方町三崎1461番地	0894-54-1077	
	堀田建設(株)伊方支店	伊方町高浦1064番地	0894-54-0683	
	未来創研(株)伊方支店	伊方町三崎1025番地	089-932-1516 <sup>※</sup>	※本店
小 計	5社			
合 計		22社		